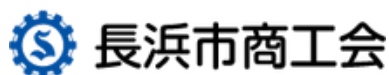


長浜市商工会からのお知らせ



新年度がスタートしました！
本年度も、皆様のお役に立てるよう全力で事業に取り組んでまいります。



販

第1弾で店舗登録された事業所様も、改めてお申込みが必要です。

①ながはま割デジタルクーポン事業第2弾 参加店舗募集

→2ページ

金

年間スケジュールを掲載しておりますので、ご確認ください。

②一日公庫のご案内

→4ページ

継

事業引継ぎで困ったことがあれば、何でも相談してください。

③令和8年度事業承継支援個別相談会

→6ページ

補

電圧が7000Vを超える電力を利用する中小企業等のための支援金です。

④滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援金のご案内

→8ページ

補

農業・畜産業・水産業に特化した補助金が新しく出ました。

⑤滋賀県農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金

→10ページ

販

好評につき追加開催決定！「プレスリリース」が注目されています。

⑥商工会会員事業者向けオンラインセミナー

中小企業・小規模事業者が取り組むべき「プレスリリース」とは

→12ページ

ト

⑦情報提供

→13ページ

経 営：令和8年経済センサス活動調査

経 営：フリーランス法説明会

経 営：警察庁の技術流出防止に関する啓発動画

そ の 他：特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の早期発見、対応にご協力ください。

参考

経 経営

情 情報化

金 金融

労 労働

税 税務

補 補助金

継 事業承継

販 販路

創 創業

人 人材

他 その他

重 重要

ト トピック



長浜観光PRキャラクター
ひでよしくん

長浜市事業者応援

ながはま割

デジタルクーポン事業

第2弾

登録料・換金手数料 **無料!**

初期投資・機器設備 **無料!**

換金・集計作業 **不要!**

参加店舗募集

募集期間

令和8年
4月10日(金)~5月8日(金)

※5月8日以降もお申し込みは可能ですが、第1クールから参加したい店舗は5月8日までに必ずお申し込みください。

★★注意点★★ 第1弾にご参加いただいた事業者様も、改めてお申し込みが必要です。

? 「ながはま割」デジタルクーポンとは?

長浜市LINE公式アカウントを友だち登録すると利用できるデジタルクーポンです。

長浜市では、市内における購買意欲の喚起と消費拡大を進め、物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、市内参加店舗で利用できるデジタルクーポン各クール2,000円分(400円×5枚)を長浜市公式LINEで配信します。

参加資格などをご確認のうえ、ぜひ参加してください。

クーポン利用期間

第1クール/令和8年6月1日(日)10:00~6月14日(日)

第2クール/令和8年6月15日(日)~6月28日(日)

第3クール/令和8年6月29日(日)~7月12日(日)

第4クール/令和8年7月13日(日)~7月26日(日)

第5クール/令和8年7月27日(日)~8月9日(日)

第6クール/令和8年8月10日(日)~8月23日(日)23:59

※利用期間中であっても予算上限に達し次第、終了します。

クーポンの利用条件

1,000円~1,999円(税込)の会計でクーポン1枚 **400**円分 利用可能

2,000円~2,999円(税込)の会計でクーポン2枚 **800**円分 利用可能

3,000円~3,999円(税込)の会計でクーポン3枚 **1,200**円分 利用可能

4,000円~4,999円(税込)の会計でクーポン4枚 **1,600**円分 利用可能

5,000円(税込)以上の会計でクーポン5枚 **2,000**円分 利用可能

※1回あたり1,000円以上の支払いが対象となります。

★★第1弾からの変更点★★ 全期間(第1クール~第6クール)を通して同一利用者が同一店舗においてクーポンを利用できる回数は金額に関わらず1回限り

◎参加資格

長浜市内で店舗を運営する中小企業・小規模事業者等のうち右記の参加店舗基準を満たす事業者

※デジタルクーポンの利用対象とならないものがあります。

◎参加店舗の申込方法

専用申込フォームからお申し込みください。

店舗紹介用の写真・口座情報をご準備ください。申込時に必要となります。



専用申込フォーム

◎参加店舗基準

- ①中小企業法に定める「小売業」「サービス業」「飲食業」などに合致する中小企業・小規模事業者であること。(中小企業基本法第2条第1項第3号及び第4号に該当する企業)ただし、会社法で定める大会社の子会社であると判断できる事業者は、対象外とする。
- ②市内に本社、本店を置く事業者は、中小企業・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。
- ③「観光関連業(宿泊業・旅行業・道路旅客運送業)」は、中小企業・小規模事業者であるか否かに関わらず対象店舗とする。
- ④フランチャイズチェーンの場合、加盟店舗(フランチャイジー)が中小企業・小規模事業者であっても、本部(フランチャイザー)が①に規定する中小企業・小規模事業者には該当しない場合は対象外とする。
- ⑤企業内に設置される小売店や飲食店など、利用者が限定され、かつ広く一般市民の利用を目的としない店舗は対象外とする。
- ⑥その他、地域福祉や市民活動、地域づくりなどに取組む事業者で、かつ、当該事業者が生産活動として行う飲食業、小売業、サービス業など、本事業の趣旨に合致すると市が認めるものは対象とする。(公的保険制度の適用を受けない事業で、一般市民が事業者から直接に商品購入、サービスの享受を受けるものに限る。)

詳しくは公式ホームページをご覧ください。

●「ながはま割」公式ホームページ



パソコンやスマートフォンから「ながはま割」のホームページにアクセスしてください。

<https://nagahamawari.com/>



●お問い合わせ先

「ながはま割」デジタルクーポンコールセンター

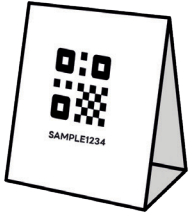
TEL.050-5799-2919

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業第2弾

参加店舗募集概要

クーポン利用時の対応の流れ

1



卓上ポップの設置

配布された卓上ポップをレジ付近に設置してください。

2



利用時画面の確認

利用者と利用内容を画面で確認します。

3



利用完了画面の確認

利用完了の画面を確認します。

4



値引きして会計

5



口座入金確認

各利用期間の終了後、1ヵ月程度で利用分の割引額が振り込まれます。

募集期間

令和8年4月10日(金)～5月8日(金)

※5月8日以降もお申し込みは可能ですが、第1クールから参加したい店舗は5月8日までに必ずお申し込みください。

クーポンの利用対象とならないもの

- 1 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- 2 公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料、指定ゴミ袋等)
- 3 国税、地方税等の公租公課
- 4 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券、チケット類(テーマパークやコンサート等)等の換金性の高いものの購入
- 5 令和8年12月31日を越えて利用することができる回数券、食事券及び予約商品
- 6 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払い
- 7 買掛金、未払金等の支払い
- 8 たばこ(電子たばこ含む)
- 9 ガソリン、軽油、灯油、重油
- 10 スポーツジム、文化教室、学習塾等の月謝(夏期講習等も含む)
- 11 保険診療
- 12 インターネット販売等、対面以外での決済
※ネット販売で購入した商品を決済する場合も対象外。
- 13 長浜市外における販売
※例えば、移動販売を行っている場合、長浜市外での販売は対象外。
※タクシー利用で、発着地のどちらも長浜市外の場合は対象外。
- 14 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 15 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- 16 公序良俗に反するもの
- 17 その他、本事業の目的に照らして、長浜市長が適当と認めないもの

参加店舗説明会

- 1 4月15日(水) 【場所】木之本まちづくりセンター 3階第1研修室
【時間】10:00/15:00
- 2 4月21日(水) 【場所】虎姫まちづくりセンター 1階 中会議室1
【時間】10:00/15:00/19:00
- 3 4月24日(金) 【場所】長浜まちづくりセンター 2階会議室 2A・2B
【時間】10:00/15:00/19:00

※説明会の参加申し込みは不要です。

参加店舗の申込方法

専用申込フォームからお申し込みください。
店舗紹介用の写真・口座情報をご準備ください。申込時に必要となります。



専用申込フォーム

<https://2e44c819.form.kintoneapp.com/public/r8nagahama-wari-digicoupon>

※WEB申込ができない場合は、下記のコールセンターまで連絡してください。

問い合わせ先

「ながはま割」デジタルクーポン コールセンター

TEL: 050-5799-2919

期間/令和8年3月27日(金)から令和8年9月30日(水)

時間/平日9:00~17:00

※クーポン利用期間中は土日祝日を含め9:00~17:00の時間帯で対応します。

長浜市
イベント
PR



長浜 戦国を
攻略せよ
北近江豊臣博覧会
会期2026年2月1日(日)~12月20日(日)



【事業実施者:長浜市】

一日 公庫 のご案内

日本政策金融公庫と長浜市商工会が連携し、「一日公庫」を開催いたします。
「一日公庫」では日本政策金融公庫彦根支店の融資担当者が、ご相談を希望いただいたお客さまと面談します。
経営支援課職員も同席しますので、安心して面談をお受けいただけます。

こんなお悩みはありませんか？

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、その仕入資金を確保したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。
- 既存融資の借換を検討したい。



公式キャラクター
コウコトリ

日時

2026年

4月23日 木
10:00-15:00

会場

長浜市商工会
(長浜市湖北町速水 2 7 4 5 番地)



お問い合わせ先
長浜市商工会

☎ 0749-78-2121



ご相談を希望される方は、
4月17日(金)までに、
お電話または商工会窓口にて
お申込みください。
今回は、融資担当者と直接面
談となります。
次回は、5月14日(木)に
オンラインでの開催を予定し
ています。

令和8年度 長浜市商工会 一日公庫年間スケジュール
 原則 毎月第2木曜日 10:00~15:00

4 月	4月23日(木) 申込締切 4月17日(金)	現地開催
5 月	5月14日(木) 申込締切 5月8日(金)	オンライン開催
6 月	6月11日(木) 申込締切 6月5日(金)	現地開催
7 月	7月9日(木) 申込締切 7月3日(金)	オンライン開催
8 月	8月6日(木) 申込締切 7月31日(金)	現地開催
9 月	9月10日(木) 申込締切 9月4日(金)	オンライン開催
10 月	10月8日(木) 申込締切 10月2日(金)	(予定)
11 月	11月12日(木) 申込締切 11月6日(金)	(予定)
12 月	12月10日(木) 申込締切 12月4日(金)	(予定)
1 月	2027年1月14日(木) 申込締切 2027年1月8日(金)	(予定)

相談
無料

秘密
厳守

公的
機関

令和8年度事業承継支援

小規模企業や
個人事業でも
相談できるの？

後継者がいない。
どうしよう？

個別相談会

経営のバトンタッチ
お悩み・不安はありませんか？

会社を譲渡したいが
相手先探しや交渉など
どうしたらいいの？

子供や従業員に
継いでもらいたいが
やり方や
タイミングは？



M&Aの交渉を
する上で何を注意
すればいいの？

こんなお悩み、
専門家に無料で相談出来ます！

完全
予約制

相談日時

開催日

- 第25回 令和8年 5月11日(月)
- 第26回 令和8年 7月13日(月)
- 第27回 令和8年 9月14日(月)
- 第28回 令和8年11月16日(月)
- 第29回 令和9年 1月18日(月)
- 第30回 令和9年 3月16日(火)

時間枠

- ① 10:00~11:30
- ② 11:30~13:00
- ③ 13:30~15:00
- ④ 15:00~16:30

※ご希望の開催日、時間枠を
お選びください

対象者

中小企業・小規模事業者等の方

主催・相談会場

長浜市商工会 長浜市湖北町速水2745 0749-78-2121

共催

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

お申込み方法

完全予約制です。相談会開催日の1週間前までにご予約をお願いします。それ以降は個別に対応いたします。

長浜市商工会

電話

0749-78-2121
月~金(祝日を除く)9:00~17:00

FAX

0749-78-1300

※FAXでお申込みの場合は下記申込書にご記入の上お送りください。
FAX受信後、日程調整をさせていただきます。

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターは、親族や従業員への事業承継や第三者への事業引継ぎをお考えの
滋賀県内の中小企業・個人事業主を支援する公的相談窓口です。
事業承継にかかわる様々な相談・支援を行っています。

相談申込書

相談までの流れ



申込先:長浜市商工会 完全予約制です。相談会開催日の1週間前までにご予約をお願いします。それ以降は個別に対応いたします。

電話 **0749-78-2121**
 月～金(祝日を除く)9:00～17:00

FAX **0749-78-1300**
 ※FAXでお申込みの場合は下記申込書にご記入の上お送りください。
 FAX受信後、日程調整をさせていただきます。

相談希望日・会場	令和 年 月 日 () (ご希望時間) 時 分 ~ 時 分 (会場) 長浜市商工会 *FAXまたは申込フォームからの連絡後、相談時間の連絡を入れさせていただきます。			
会社名	代表者名		年齢 歳	
相談者名	業 種			
所在地	〒			
希望連絡方法	相談窓口からご希望の連絡方法を以下の□にチェック✓してください <input type="checkbox"/> 携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> 固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> メールでのご連絡			
携帯電話	固定電話			
メールアドレス	@			
主なサービス・製品概要				
1. ご相談内容を以下の□にチェック✓してください(複数回答可) <input type="checkbox"/> 親族への承継に関する相談 <input type="checkbox"/> 従業員の承継に関する相談 <input type="checkbox"/> M&Aによる譲渡に関する相談 <input type="checkbox"/> M&Aによる譲受に関する相談 <input type="checkbox"/> その他(以下に具体的にご記入ください。) 2. ご相談内容(下記に具体的な相談内容を自由にご記入ください。) 				

*個人情報、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予め本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
 ・各種相談やお問合せに関する対応など ・セミナーなどに関する情報のご案内 ・実施する各種調査の公表(公表する際には特定できないよう配慮いたします)

お問合せ

 **長浜市商工会**

0749-78-2121

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745



滋賀県

特別高圧電力料金 負担軽減支援金 (第3弾延長)

のご案内

特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を対象として、
エネルギー価格高騰に伴う負担軽減を図るため、支援金を給付します。

受付期間

令和8年4月20日(月)～6月1日(月)

対象期間



直接受電事業者
第10期
間接受電事業者
第9期

令和8年

1月～3月使用分

支援額



令和8年1月分・2月分 令和8年3月分

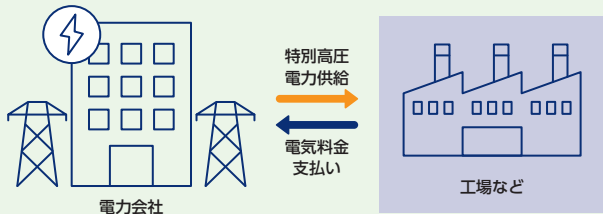
2.3円/kWh 0.8円/kWh

支援対象事業者(申請者)

直接受電事業者

滋賀県内の事業所等において、特別高圧電力の供給を受けている
中小企業者等。

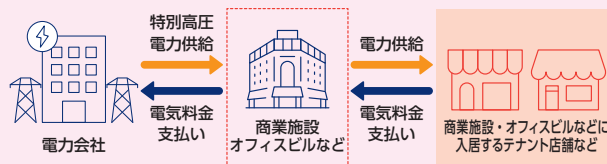
主な対象者 工場等



間接受電事業者

特別高圧電力の供給を受けている滋賀県内の施設に事業所等を
有している中小企業者等。

主な対象者 商業施設やオフィスビルに入居するテナント等



※いずれも滋賀県内の事業所等が対象です。

申請方法

原則として専用WEBページから申請してください。

専用WEBページ



オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。
申請書などは専用WEBページからダウンロードできます。

<https://k-jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu>



Q1 「特別高圧電力」とは、何ですか？

A. 特別高圧電力とは、電圧が7000Vを超える電力の供給区分です。

Q2 中小企業者の定義は何ですか？

A. 中小企業基本法に定める中小企業者は以下の表のとおりです。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3 当社がテナントとして入居している建物は、特別高圧電力を受電していますか？

A. 事務局では特別高圧電力の受電の有無は分かりかねます。
お手数ですが入居されている施設の管理者にご確認ください。

Q4 県内に複数の事業所（店舗等）がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか？

A. 申請は事業者単位で行ってください。
1回の申請で複数の事業所等をまとめて申請できます。

Q5 申請時の添付書類は、申請のたびに毎回提出する必要がありますか？

A. 初回申請時から変更のない添付書類は、2回目以降の申請で再び提出していただく必要はありません。ただし、電力使用量を示す書類は毎回提出していただく必要があります。
詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

Q6 「1～3月分」とは、いつからいつまでに使用した電力を指しますか？

A. 電力会社等が発行する検針票や請求明細書等に記載されている期間が、「1月分」「2月分」「3月分」のものです。検針票等に「○月分」と記載がない場合は、期間の初日の属する月で判断します。（例）1/20～2/19の使用分=1月分

【支援金対象外となる事業者（例）】 詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

大企業（みなし大企業を含む） / 国および地方公共団体の施設を管理・運営する者 / 法人税法に規定する公共法人 / 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者 / 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 / 暴力団または暴力団員が役員としてまたは実質的に経営に関与している事業者 / 特別高圧電力の電気料金の負担軽減を目的に滋賀県が実施する他の支援制度で給付を受ける者 など

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

お問い合わせ

滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局

☎ 050-1754-8325

受付時間平日 09:30～17:00（土日祝は除く）

E-mail shiga-tokubetsukouatsu@jimukyoku-public.jp

※令和8年4月13日（月）から開設予定

滋賀県農畜水産業経営強化 緊急対策事業費補助金

募集期間

1次募集

令和8年4月1日(水)~4月30日(木)

2次募集

令和8年7月1日(水)~7月31日(金)

補助対象期間

交付決定日~令和8年12月31日(木)

申請方法

システムから電子申請



県内農畜水産業の生産性・品質向上、販路拡大等の
事業強化への取組を応援します。

事業概要

気候変動の影響や、生産コスト高騰の長期化等で厳しい状況にある県内農畜水産業者等に対し、生産性・品質向上に向けた機器導入や、県産食材の販路拡大等の取組に、必要な経費を補助することにより、本県農畜水産物の生産力、供給力の強化を図ることとします。

事業スキーム

滋賀県

補助金

事務局

補助金

県内農畜水産業者等

滋賀県農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金事務局

この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

県内農畜水産業者、農畜水産業者の組織する団体、県産食材取扱事業者（農畜水産業者と協同で取り組む場合に限る）で補助対象事業を実施する者

(1) 農畜水産業者

農畜分野

販売農家（経営耕地面積が30a以上または、農産物販売金額50万円以上）もしくは、認定新規就農者

水産分野

滋賀県内の水産業協同組合の正組合員であって、資源管理協定に参加している者または養殖業者もしくは水産加工業者

(2) 農畜水産業者の組織する団体

- ① 代表者の定めがあり、かつ組織運営についての規約等の定めがあること。
- ② 事業実施および会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(3) 県産食材取扱事業者（農畜水産業者と協同で取り組む場合に限る）

対象事業者

補助率等

補助率	補助上限額	補助下限額
1/2	200万円	10万円

補助対象経費

メニュー	間接補助対象経費
(1)生産性・品質向上機器等導入タイプ	気候変動に対応した 「追肥や追加的防除」→ドローン、自走式草刈機 等 「軽労化」→自動操舵システム 等 「漁業・養殖業の生産効率化」→漁網等漁具、 養殖設備 等 の導入
(2)販路拡大・物流合理化等タイプ	販路拡大、商品開発、国内プロモーション、 海外プロモーション 等

その他、対象の機器等については、こちらをご覧ください。



(1)、(2)については組み合わせての申請が可能です。

ただし、補助上限額は200万円とし、申請は一回限りとなります。

※交付の対象となるのは、事業の実施に直接必要な経費であって、事務局長が適当と認めるものに限りです。

※交付決定日以降に発注、補助対象期間内に納入等が行われ、実績報告期限までに支払いが完了する経費を対象とします。

※経費書類については、1件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの確認書類が必要であり、実績報告時に提出が必要です。

※発注（委託）先の選定にあたっては、見積もり徴取を行ってください。

※1件10万円（税抜）以上の支払いについては、現金払いは認められません。

※畜産経営力強化タイプの申請については、別申請となります。

お問合せ先

滋賀県農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金事務局

コールセンター：0570-060-331

[受付時間] 9:30～17:30（土・日・祝日および年末年始は除く）

メールアドレス：nouchikusuisan@or.kntct.com

専用HPはこちら▶

事業詳細は専用HPよりご確認ください。

<https://biz.knt.co.jp/nouchikusuisan/>



販路・取引先の拡大へつなげる広報・マーケティング

中小企業・小規模事業者が取り組むべき

「プレスリリース」とは

お申込みは
こちらから

商工会元職員で広報のプロフェッショナルとして活躍する吉村氏が、基本的な広報・PR、マーケティングの考え方と方法を、地域事業者に寄り添ってきた視点も交え、分かりやすく紐解きます。メディアを含めた大切な相手先との関係をどう深めるか。明日からすぐに実践できるプレスリリース作成ノウハウなどを、成功事例を紹介しながら、皆様の事業成長に活かせる具体的な手段をお伝えします。



開催概要

日程 **4/10** 金 15:00~16:00
締切 **4/9** 木
※定員に達し次第、受付終了します。

場所 **オンライン開催 (Zoomウェビナー)**
※参加用URLはお申込み後にお送りいたします。
対象 **商工会会員事業者等**
定員 **400名 (先着)**

講師 株式会社鶴と学び 吉村 千鶴子氏

商工会勤務を経て中小企業支援に従事。2019年に株式会社鶴と学びを設立。地方の小さな企業の想いを伝え、社会と繋がる情報発信を支援している。中小企業の創業・商品開発・販路拡大などのコンサルティング実績多数。関東圏を中心に、中小企業の「伝える力」を育む広報支援を展開している。

商工会会員限定の特典情報

商品・サービス・事業の情報発信を支援します

国内最大級プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を
6か月間・配信3件まで無償提供商工会会員様限定の「PR TIMES」でのプレスリリース配信無償特典のお申込みは
右記QRコードまたは下記URLから

専用フォーム

<https://prtimes.jp/main/registcorp/tieup/shokokai>

⑦情報提供

経 令和8年経済センサス活動調査

総務省・経済産業省では、令和8年6月1日現在で、全国のすべての事業所・企業や団体を対象とした「令和8年経済センサス－活動調査」を実施します。

この調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査であり、その調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

調査をお願いする事業所には、調査書類を4月～5月に順次郵送しますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送等でご回答いただくこともできます。）。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

経 フリーランス法説明会

公正取引委員会は、フリーランス法の普及・啓発活動として、フリーランスと取引を行う事業者やフリーランスを対象に、フリーランス法に関する説明会を次のとおり実施します。

●開催日時(いずれもオンライン開催)

第1回：R8年4月10日(金)13：30～16：00

第2回：R8年4月22日(水)13：30～16：00

第3回：R8年5月15日(金)13：30～16：00

第4回：R8年5月28日(木)13：30～16：00

●説明会詳細・申込み

説明会案内の公正取引委員会ウェブサイトの申込フォームからお申込みください。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

経 警察庁の技術流出防止に関する啓発動画

警察庁が新たに技術流出防止啓発用動画を製作し、令和8年1月31日に公開しました。

次の警察庁WEBサイトでは、技術流出を防止する上で理解すべき「情勢」「事例」「対策」のほか、動画、パンフレットを掲載していますので、現在実施している様々な対策と合わせてご覧ください。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

【警察庁ウェブサイト】

※HP内に動画およびパンフレット等へのリンクあり

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/economic-security/index.html>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/watch?v=ENGPxeFE0qE>

他 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の早期発見、対応にご協力をお願いします。

昨年7月以降、湖北、高月地域の高時川沿いでクビアカツヤカミキリの被害木が確認され、繁殖力が強いため、管理されている樹木にも寄生している恐れがあります。

●特徴

- ・幼虫が寄生し、サクラやウメ、モモなどバラ科の樹木を枯死させる。
- ・5月下旬から9月に成虫が発生。それまでに、被害木の発見、対応が必要。
- ・被害を受けた木にはフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）が溜まる。

●調査のお願い

- ・暖かくなると、幼虫が活発化しフラスが出てきます。
- ・管理施設内の樹木にフラスが出ていないか、随時確認をお願いします。
- ・成虫等を見つけた場合は捕殺して下さい。
- ・確認された時は速やかに長浜市環境保全課までご連絡いただき、駆除等ご協力ください。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。